

伊勢崎市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～



令和7年5月

伊勢崎市通学路安全対策協議会

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年6月～8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、年度始めに、関係機関の連携体制を構築し、「伊勢崎市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全対策協議会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全対策協議会」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

- ・国土交通省高崎河川国道事務所
- ・伊勢崎市都市計画部交通政策課
- ・群馬県伊勢崎土木事務所
- ・伊勢崎市福祉こども部子育て支援課
- ・伊勢崎警察署
- ・伊勢崎市教育委員会
- ・伊勢崎市建設部道路整備課
- ・小、中学校長代表（安全主任会顧問校長）
- ・伊勢崎市建設部道路管理課
- ・PTA連合会代表
- ・伊勢崎市建設部治水課

3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



(2) 定期的な合同点検

市内の小・中学校を対象に、下記の日程で毎年合同点検を実施します。

1月～3月



- 地域、保護者、児童生徒、学校職員による通学路安全点検を実施し、危険箇所等の抽出を行います。
- 学校は点検結果をもとに、改善要望書を作成し市教育委員会に提出します。

6月～9月



- 改善要望書をもとに、学校、警察、道路管理者等で合同点検を実施し、危険要因を明らかにします。

区 分	危 険 要 因
交通安全	I 道路の構造に関すること II 交通安全施設に関すること III 利用者のマナーに関すること
防 犯	I 道路周辺環境に関すること II 不審者発生事案に関すること

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとにハード対策、ソフト対策について通学路安全対策協議会の中で検討します。

ハード対策	ソフト対策
ア 道路、歩道の整備・改良	A 通学路の見直し
イ 防護柵の設置（ガードレール、縁石、ポール等）	B 児童生徒への安全教育
ウ 路面標示等の設置（外側線、グリーンベルト等）	C 交通取り締まり、交通安全啓発
エ 標識、看板の設置	D 保護者、地域、学校職員等による街頭指導
オ カーブミラーの設置	E 下草刈り、植栽の剪定
カ 横断歩道の設置	F 所有者、管理者への改善依頼
キ 信号機の設置	G 防犯パトロール
ク 水路、側溝の有蓋化・改良	H その他
ケ 街灯、防犯灯の設置	
コ その他	

(4) 対策の実施

ハード対策完了目標を設定し、通学路安全対策協議会のメンバーが連携して迅速かつ円滑に安全対策が図れるよう努めます。

◆ ハード対策完了目標の設定目安

①短期（1年未満） ②中期（1年～3年） ③長期（3年以上）

(5) 対策効果の把握

合同点検結果にもとづく、安全対策実施後の箇所について、関係各課による対策や子供たちの安全確保の状況について各学校で現地を確認し、対策効果の把握に努めます。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

(7) 対策箇所図、対策一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し公表します。

◆ 対策一覧表（例）

学校名	No.	点検箇所	危険要因	ハード対策	完了目標	ソフト対策	備考
〇〇小学校	①	市道〇〇号線 〇〇〇付近	I	ウ	短期	B・F	
	②	県道〇〇号線 〇〇〇付近	III			C	

◆ 対策箇所図（例）

